

外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策について

令和2年9月18日
(一社)日本外航客船協会

1. 新型コロナウイルスの感染拡大により、日本外航客船協会傘下の我が国のクルーズ船事業者は、現在に至るまで運航を停止しておりますが、これまでの間、当協会および各社は、関係行政機関や港湾管理者等の関係者と協議等を重ね、運航再開に向けた準備を進めて参りました。今般当協会は、国土交通省監修の下、有識者会議の意見にも耳を傾けてクルーズ船事業社向けに特化したガイドラインを策定いたしました。

本ガイドラインは、運航再開に当たり、お客様や乗組員に感染者を発生させず、これまで以上に安心して快適な船の旅を提供することを究極の目的としつつ、船内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合でも、下船に至るまで感染症対策を徹底することで、同行者以外の乗客や乗組員への感染拡大を封じ込め、クラスターを発生させないことを目標としております。

2. 本ガイドラインの主なポイントは以下のとおりです。

当協会会員各社は、本ガイドラインに沿って各運航船舶用の予防・拡大防止マニュアルを作成し、対策を講じて参ります。また、その取り組み状況については、公平な第三者機関である(一財)日本海事協会(NK)の審査、認証を受けることとなっております。

(1) 乗船時の対応について

- ・乗船時、寄港地での上陸時、最終港での下船時には、体温測定を実施し、発熱や体調不良がないことを確認します。
- ・乗船時には、乗船14日前までの渡航歴や、新型コロナウイルス感染症感染者との接触の有無等を問う、健康質問票を提出いただきます。
- ・乗船の可否判断の結果、乗船を断る場合があります。

(2) 乗船中の対応について

- ・自室およびレストラン等での飲食中を除き、船内ではマスクの着用を徹底するよう周知します。ただし、熱中症のおそれがある場合や開放デッキで他の乗客・乗組員と十分な距離がとれている場合はこの限りではありません。
- ・手洗い、手指消毒等を励行いただくほか、自室内の換気に努めていただくようにします。
- ・他のお客様や乗組員と十分な距離を保持するよう、船内アナウンスにて周知／要請します。

(3) 船内施設・パブリックスペースの対応について

- ・船内には、衛生責任者を置き、有症者・感染者が発生した場合の連絡体制、対応方法を定める、衛生管理規定を整備します。
- ・船内の換気設備を、適切に運転・管理します。
- ・レストラン等飲食施設では、必要に応じ座席数を減らす、対面を避ける、食事時間に幅を持たせ利用者の集中を避ける等の措置を講じます。また、原則としてビュッフェ形式のセルフサービス施設は休止します。
- ・劇場、映画館においては、入退場の順番を定める等出入口にお客様が密集しない措置を講じ、開始前・終了後には場内を換気します。また、座席の配置は十分な距離を確保するよう努め、乗客と接触するような演出は行わないようにします。
- ・上記施設並びに大浴場、プール等におけるパブリックスペースにおいては、乗組員がお客様のご対応に当たる際は、手洗い・手指消毒・マスクの着用を徹底し、テーブルやカウンター等のご利用の都度消毒いたします。また、ロッカー、椅子等の共用部分については、一定時間毎に消毒を行い、手すりやドアノブ、トイレ等の不特定多数が接触する部分は定期的に消毒いたします。

(4) 乗組員の対応について

- ・衛生管理規定に基づき新型コロナウイルス感染症対策に関する教育・訓練を行います。
- ・船内では、1日2回の体温測定、健康状態の確認を行います。また、就業時間内はやむを得ない場合を除きマスク着用を徹底します。
- ・本船の運航に必要な要員については、お客様との接触を避け、感染リスクを低減します。

(5) 有症者が発生・感染が確認された場合の対応について

- ・有症者が発生した場合、船内で新型コロナウイルス感染症検査を実施します。検査結果が出るまでは、有症者及び濃厚接触者は船内で隔離します。
- ・有症者が発生した時点で、船内イベント及び船内施設の使用を休止し、他のお客様には自室にて待機いただきます。感染が確認された場合には、濃厚接触者の隔離措置を継続し、他のお客様の自室待機も継続します。
- ・感染者が確認された時点で、次の寄港地を管轄する保健所等に上陸隔離を要請する等必要な措置を行います。また、保健所等の関係機関に通報し、その助言を確認の上速やかに下船港に向かいます。
- ・下船港での対応は、予め都道府県等と協議し、港湾管理者等と連携の上対応します。